

平成 19 年 度

# やまがたの青少年

～ 非行防止と健全育成をめざして～

山形市教育委員会

# 目 次

## 第 1 章 青少年を取り巻く最近の主な状況

1 青少年の健全育成のために	...	1
2 最近の事件	...	1
3 共通化する青少年の状況	...	1
4 青少年の自主性・社会性の育成	...	2

## 第 2 章 青少年の動態

1 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分	...	3
2 山形市の青少年人口	...	4
(1) 5 歳階級別人口	...	4
(2) 総人口に占める青少年人口の 10 年間の推移	...	5

## 第 3 章 青少年施策の推進

1 山形市青少年問題協議会	...	6
(1) 協議会の任務	...	6
(2) 山形市青少年問題協議会委員	...	7
2 平成 19 年度山形市青少年施策の基本方針	...	8
3 重点目標	...	8
4 青少年課の青少年施策及び対策事業	...	8
(1) 青少年健全育成事業	...	8
(2) 子どもの安全・安心対策事業	...	9
(3) 青少年非行防止対策事業	...	9
(4) 環境浄化活動	...	10
5 子どもの安全・安心対策一覧	...	11
6 平成 19 年度山形市青少年育成事業関係課（施設）別一覧	...	12

## 第 4 章 青少年育成組織

1 山形市青少年育成推進員	...	13
2 青少年健全育成連絡協議会等一覧	...	14

## 第 5 章 青少年指導センター

1 青少年指導センターの概要	...	15
(1) 青少年指導センターの業務活動	...	15

2	青少年指導センターの組織	...	17
(1)	青少年指導センター運営協議会	...	17
(2)	指導委員	...	17
(3)	少年相談員	...	18
(4)	山形市青少年指導センター指導委員連絡会	...	18
(5)	地区指導委員会	...	18
(6)	職員	...	18
3	青少年指導センター運営協議会委員	...	19
4	各地区指導委員会会長	...	20
5	街頭指導実施状況	...	21
(1)	街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数	...	21 - 1
(2)	注意・指導した延べ人数（場所別）	...	21 - 1
(3)	注意・指導した延べ人数（時間帯及び学識別）	...	21 - 1
(4)	声掛け延べ人数	...	21 - 2
(5)	声掛け延べ人数（時間帯及び学識別）	...	21 - 2
(6)	注意・指導した少年の行為別・学識別人数	...	21 - 3
6	少年相談状況	...	22
7	少年補導の対象	...	23

## 付 属 資 料

	青少年相談窓口	...	24 - 1
	関係法令	...	24 - 3

## 第1章 青少年を取り巻く主な状況

### 1 青少年の健全育成のために

本市の将来を担う青少年が、社会の創造と発展に貢献する人として、心身ともに健やかに、たくましく成長してほしいという思いは、全ての市民の願いである。

また、青少年の健全育成のために努力することは、大人の責任であり、その責務は、非常に重大である。

しかし、青少年を取り巻く社会環境は決して好ましいとは言えず、青少年の問題行動及び青少年が加害者・被害者となる事件が頻発し、また、大人の意識のあり方、家庭や地域における教育力の低下、大人が創出・提供する有害情報等の蔓延など、憂慮すべき状態にある。

よって、青少年の健全育成と非行防止にあたっては、行政はもとより、家庭、学校、地域社会と関係機関がより一層連携を密にし、青少年の未来を信じ、粘り強く、継続的に活動を積み重ねていかなければならない。

### 2 最近の事件

最近の青少年が関わる事件では、進学や成績についての家族の言葉がきっかけとなって、家族を殺害し、その体を切断・放置した事件や、些細なことで因縁をつけ、集団で暴行を加えた事件、下校途中の児童・生徒への不審者による声掛け・わいせつ行為等が、発生している。

また、親が、自分の子どもに長期間にわたり食事を与えず、「しつけ」と称して暴力を加え死亡させた事件や、母親が、子育ての不安から自分の子どもを殺した事件等、親が子どもを傷つけ・殺してしまう児童虐待が多く発生している。

このように、最近の青少年が加害者又は被害者として関わる事件は、凶悪化とともに大人のモラルの低下が色濃く反映しているようにもみえる。

### 3 共通化する青少年の状況

最近の青少年の特徴の一つとして、他人とのコミュニケーション能力や自己の感情をコントロールする能力、言葉による自己表現能力の低下等、社会に適応する能力が身につけていない者の増加があげられており、そのことが、家庭内暴力や学校不適応などのいわゆる「ひきこもり」、さらには非行等をもたらす要因となっていると考えられる。

原因としては、

少子化や核家族化によって、家庭や地域での遊びのスタイルが変わり、ゲーム機などでの一人遊びが増えたことや、携帯電話やインターネットの普及により、有害な情報も含め、容易にさまざまな情報を入手できるようになったことなどが挙げられ、

他の人とのコミュニケーションを直接とる必要がなく、社会性が育ちにくい環境になっていること。

家庭での過保護・放任が増え、親の教育力の低下もあり、子どもの規範意識が育たなくなっていること。

期待される価値観が一様になりがち（＝学力主義）で、子どもにとって大きな負担となっていること。

大人社会のモラルの低下が影響していること、などが考えられる。

「心の教育」が求められているなか、今後もより一層、家庭、学校での対話を進め、子どもにのびやかな生活空間をつくっていかなければならない。

また、「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を積極的に推進し、大人自らが模範を示し、社会全体のモラルの向上を図っていかなければならない。

#### **4 青少年の自主性・社会性の育成**

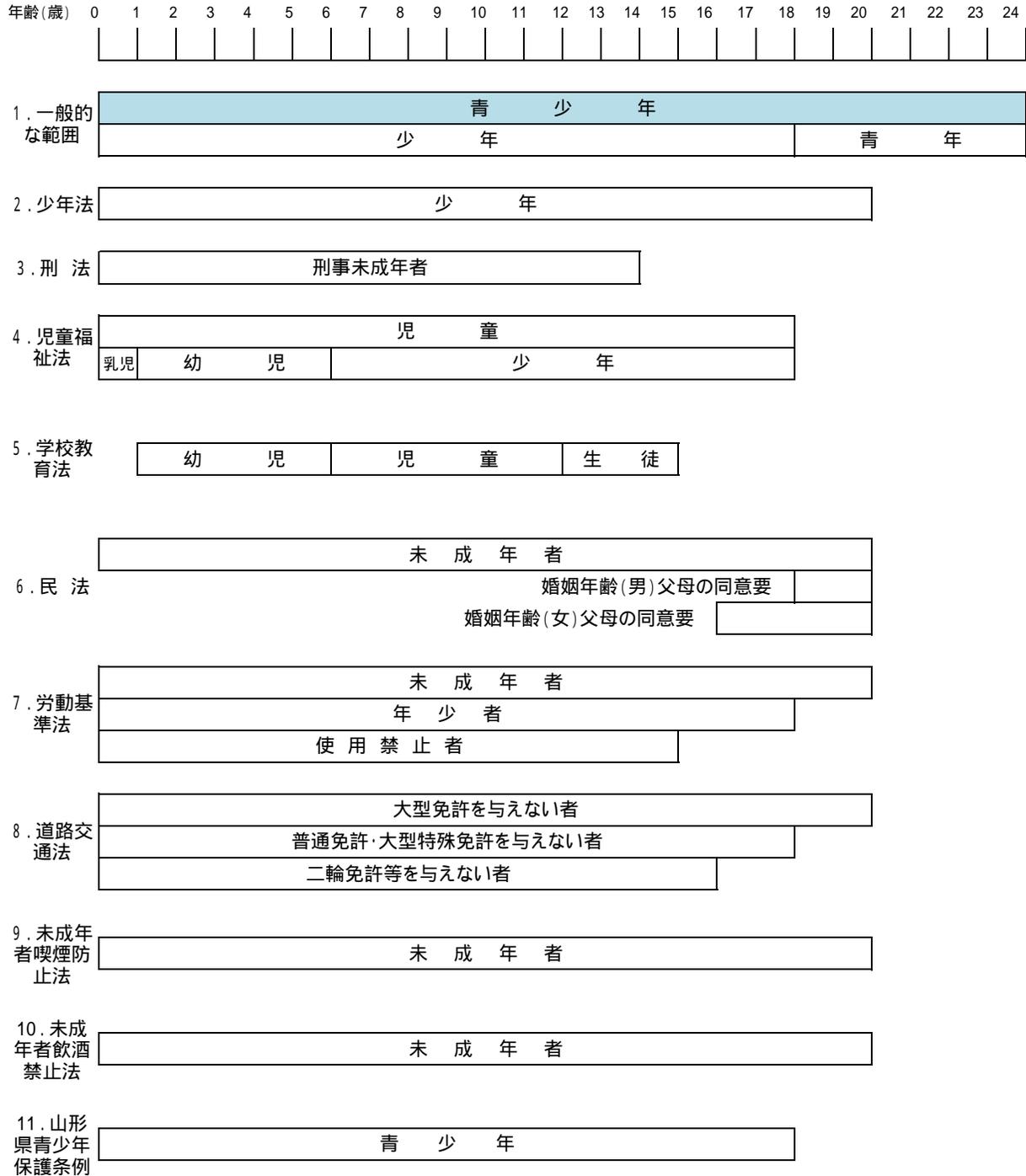
最近の青少年をめぐる報道により、青少年の実態以上に悪い側面が目立ってしまうが、これは一部の青少年のことであり、青少年の本来の姿ではないこともみっておかなければならない。

青少年の自主性・社会性の育成を図るためには、青少年を主体にした事業を展開し、その中から青少年の考え・主張を引き出し、青少年行政の施策に反映していかなければならない。すなわち、青少年が自ら考え、判断・行動できる力を育てるための、様々な機会を設けて、青少年の成長過程に必要な支援を行っていく必要がある。

## 第2章 青少年の動態

### 1. 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分

青少年の範囲は、関係法令に基づいて定められており、その呼称、年齢区分は、次の通りである。



## 2 山形市の青少年人口

### (1) 5歳階級別人口

最近の少子高齢化社会の到来を反映して、青少年人口は、20～24歳の青少年人口をピークとしてそれより若い年齢層になるに従って減少する傾向が見られる。

平成18年10月1日現在

年 齢 (5歳階級)	人 口 (人)			構 成 比 (%)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	255,614	122,480	133,134	100.0	100.0	100.0
青少年人口(0～24)	64,030	31,734	32,296	25.0	25.9	24.3
0～4	11,111	5,639	5,472	4.3	4.6	4.1
5～9	11,699	5,909	5,790	4.6	4.8	4.3
10～14	12,323	6,247	6,076	4.8	5.1	4.6
15～19	13,599	6,743	6,856	5.3	5.6	5.1
20～24	15,298	7,196	8,102	6.0	5.9	6.1
25～29	15,752	7,702	8,050	6.2	6.3	6.0
30～34	17,882	8,894	8,988	7.0	7.3	6.8
35～39	16,550	8,360	8,190	6.5	6.8	6.2
40～44	15,254	7,619	7,635	6.0	6.2	5.7
45～49	16,123	7,978	8,145	6.3	6.5	6.1
50～54	17,333	8,606	8,727	6.8	7.0	6.6
55～59	20,769	10,386	10,383	8.1	8.5	7.8
60～64	15,007	7,354	7,653	5.9	6.0	5.7
65～69	14,304	6,807	7,497	5.6	5.6	5.6
70～74	13,861	6,331	7,530	5.4	5.2	5.7
75～79	12,356	5,142	7,214	4.8	4.2	5.4
80～84	9,025	3,309	5,716	3.5	2.7	4.3
85～89	4,480	1,414	3,066	1.8	1.2	2.3
90歳以上	2,547	646	1,901	1.0	0.5	1.4
年齢不詳	341	198	143	0.1	0.1	0.1

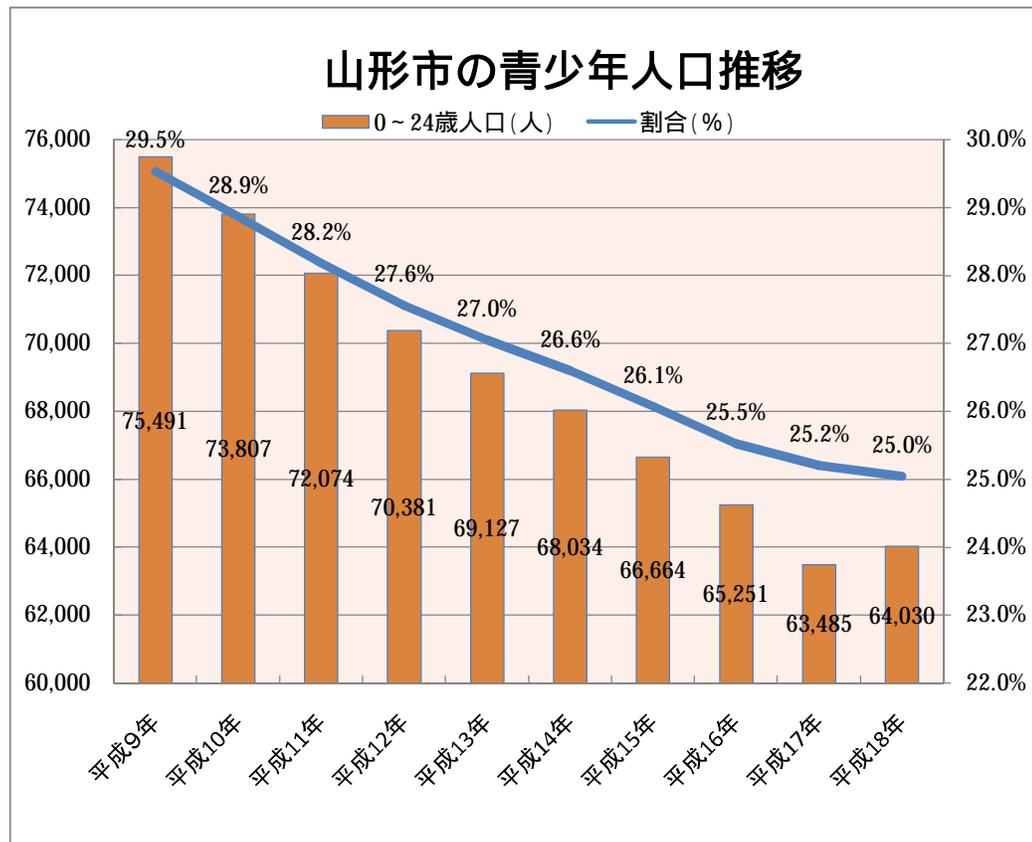
資料：山形市の推計人口

## (2) 総人口に占める青少年人口の10年間の推移

山形市の総人口に占める青少年の割合は、過去10年間一貫して低下する傾向を示している。

各年10月現在

年度	総人口(人)	0～24歳人口(人)	割合(%)
平成9年	255,617	75,491	29.5%
平成10年	255,641	73,807	28.9%
平成11年	255,714	72,074	28.2%
平成12年	255,369	70,381	27.6%
平成13年	255,565	69,127	27.0%
平成14年	255,798	68,034	26.6%
平成15年	255,624	66,664	26.1%
平成16年	255,618	65,251	25.5%
平成17年	251,858	63,485	25.2%
平成18年	255,614	64,030	25.0%



## 第3章 青少年施策の推進

### 1 山形市青少年問題協議会

山形市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第一条の規定に基づき、昭和34年3月に市長の附属機関として設置された。(昭和34年市条例第3号)

#### (1) 協議会の任務

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき、必要な事項を調査審議する。

青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。

前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

#### 山形市青少年問題協議会幹事及び書記

職名	市の職名
幹事	教育部長 学校教育課長 社会教育課長 子育て推進課長 青少年課長
書記	青少年課の吏員

( 2 ) 山形市青少年問題協議会委員

(平成19年7月現在)

職名	氏名	所 属 等
会 長	市 川 昭 男	山形市長
副 会 長	大 場 登	山形市教育委員会教育長
副 会 長	石 澤 傳 吉	山形市青少年指導センター指導委員連絡会会長
委 員	伊 藤 香 織	山形市議会議員
委 員	武 田 聡	山形市議会議員
委 員	石 沢 秀 夫	山形市議会議員
委 員	菅 原 武 志	山形地方法務局人権擁護課長
委 員	渡 辺 一 仁	山形保護観察所統括保護観察官
委 員	新 田 順 康	山形警察署生活安全課長
委 員	佐 藤 昭 雄	山形県福祉相談センター副所長
委 員	淵 澤 裕 一	山形少年鑑別所首席専門官
委 員	佐 藤 重 俊	山形家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
委 員	芳 賀 正 佳	山形労働基準監督署第一方面主任監督官
委 員	相 馬 周一郎	山形市立商業高等学校長(村山地区高等学校長会)
委 員	井 上 順 男	山形市立第五中学校長(山形市中学校長会)
委 員	柴 田 康 雄	山形市立明治小学校長(山形市小学校長会)
委 員	渋谷 守 雄	山形市民生委員児童委員連合会会長
委 員	市 川 甚 吉	山形市青少年市民会議会長
委 員	庄 子 勉	山形市青少年育成推進員連絡協議会会長
委 員	菅 野 節 子	山形市女性団体連絡協議会会長
委 員	須 藤 好 平	山形市子ども会育成連合会会長
委 員	須 賀 まり子	山形人権擁護委員協議会山形市部会副会長
委 員	丹 野 関 夫	山形市社会福祉協議会常務理事
委 員	松 田 勝 行	山形青年会議所室長
委 員	大久保 靖 彦	山形商工会議所常議員
委 員	無 着 道 子	山形市PTA連合会母親委員会委員長
委 員	仲 野 益 美	村山地区高等学校PTA連合会会長
委 員	大 石 勝 代	山形大学保健管理センターカウンセラー

(敬称略・順不同)

## 2 平成 19 年度山形市青少年施策の基本方針

青少年の健全な人格形成を目指して、青少年と最も密接な関わりを持つ家庭・学校・地域との連携を図りながら、それぞれの役割のもと多面的な青少年育成体制づくりを推進し、併せて、児童・生徒の登下校時等の安全・安心対策を推進する。

また、青少年指導センターの運営により、青少年の健全育成と非行防止に努める。

## 3 重点目標

次代を担う青少年の健全育成とその体制の充実を図る。

児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保に努める。

青少年の非行防止を図り、青少年に悪影響を及ぼす環境を改善するよう努める。

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を推進し、大人の意識改革を図る。

## 4 青少年課の青少年施策及び対策事業

### (1) 青少年健全育成事業

「山形市青少年問題協議会」の運営

市長の附属機関として、青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策を調査、審議し、意見具申を行う。

組織：会長 1 名（市長）、副会長 2 名（教育長および民間人）

委員 25 名（定数は、会長、副会長を含め 30 名以内）

事業開始：昭和 34 年

根拠法令：「地方青少年問題協議会法」「山形市青少年問題協議会設置条例」

青少年健全育成講演会の開催

これからの社会を担う青少年の健全育成を推進するため、広く青少年に関わる人々に青少年問題への関心・理解・連携強化・意識高揚を図るために開催する。

地区青少年健全育成連絡協議会活動の奨励

青少年問題に対する地区内の組織・住民の認識と理解を深め、地域ぐるみによる青少年健全育成運動を促進するための活動を奨励・支援する。

「山形市青少年育成推進員」の委嘱

地域における青少年健全育成運動を組織的・継続的に実施するため、適任者 60 名（小学校学区単位で 1～2 名）を委嘱し、その活動促進を図る。

青少年育成団体への支援

青少年の健全育成を目指して自主的活動を行う青少年育成団体を支援する。

（補助金、負担金の交付）

青少年市民運動促進事業

青少年の健全育成市民運動を展開するために組織された「山形市青少年市民会議」の活動を促進する。

「やまがたの青少年」の発行

青少年施策の総合的な推進を図るための資料として、青少年施策と関係する施策をまとめた「やまがたの青少年」を発行するとともに、本市の公式ホームページに公開する。

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取り組み

関係団体等とともに、この運動を推進する。

## (2) 子どもの安全・安心対策事業

「子どもたちをより多くの目で見守ります」を基本理念として、平成 18 年に教育委員会が策定した「子どもの安全・安心対策の基本指針」に基づき各課が取り組む次の施策をもとに、子どもの登下校時の安全・安心の確保を引き続き推進していく。

子どもの安全・安心対策を組織的に推進

・教育委員会各課で構成する「子ども安全対策会議」の開催

子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実

・「子ども見守り隊」市民運動の充実

・「子ども 110 番」の充実

・公民館事業による防犯意識の高揚

子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上

・学校での防犯対策訓練の実施

・防犯ブザーの携行促進

・安全マップの作成・活用

緊急情報を迅速に送信し、即応性を高める

・「子ども安全情報配信システム」の充実

・情報機器を使用した防犯システムの研究

一人にならない、一人にしないための仕組みの充実

・集団登下校の実施

・保護者・父兄による送迎

危険が潜みやすい場所の改善

・防犯灯の設置と適正な維持管理の推進

・公園等の植栽やトイレの適正な維持管理の推進

・空き家や倉庫・小屋など普段人影の無い場所の適正な維持管理

## (3) 青少年非行防止対策事業

青少年指導センター運営事業

青少年指導センターの概要

名 称 山形市青少年指導センター

所 在 地 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号

設置運営主体 山形市教育委員会

設置年月日 昭和 39 年 4 月 22 日（市長部局） 平成 13 年 4 月 1 日（教育委員会）

### 街頭指導

青少年指導センター指導委員による繁華街等の街頭指導を、平日毎日実施する。

午前（10～12時）、午後（14時30分～16時30分）、夕刻（16～18時）、夜間（18～20時）の4つの時間帯のうちの2つの時間帯に実施。

また、学校の長期休業期間、年末年始期間等については、学校教職員を中心とした街頭指導を行い、地区のお祭りや花火大会等では、各地域における街頭指導を促進し、虞犯・不良行為少年の早期発見・早期指導を効果的に行う。

### 少年相談

より相談しやすい相談機関を目指しながら、電話相談を中心に実施する。

また、相談員の研修を実施し、資質の向上を図る。

## (4) 環境浄化活動

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、次の施策を展開し、青少年にとって有害な環境の浄化に努める。

青少年に有害な違法簡易広告物（ピンクピラ）の除去

青少年に有害な図書・DVD・ビデオテープ・大人のおもちゃなどの自動販売機の撤去促進

「有害サイトアクセス制限サービス」（フィルタリングサービス）についての啓発・普及促進

フィルタリングサービス …… 「出会い系」などの有害サイトへのアクセスを防ぐサービス

## 5 子どもの安全安心対策一覧

施 策	具 体 的 内 容	担 当 課
子どもの安全・安心対策を組織的に推進		
関係機関の連携の充実	教育委員会内に関係課長による子ども安全対策会議を設置し、定期的に会議を開催する。	青少年課
子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実を推進		
子どもの登下校を見守る組織・体制（「子ども見守り隊」運動）の充実	地域における子どもの安全・安心確保について、各地区の総会・研修会等において啓発を行うとともに、地域の「子ども見守り隊」運動を支援する。	青少年課
子ども110番の充実	学校や警察署と連携し、現状把握及び協力家庭・事業所等の拡充を図る。	青少年課
子どもの安全・安心に係る講座等の開催（公民館事業による防犯意識の高揚）	全公民館で子どもの安全・安心に関する講座等の事業を開催し、地域における防犯意識の高揚を図る。	社会教育課
子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上を推進		
防犯対策訓練の実施	学校教育課からの指示のもと、全小中学校で実施する。	学校教育課
防犯ブザーの携行	全児童生徒が携行できるよう、各小中学校PTA及び市PTA連合会に、趣旨説明を行いながら協力を要請する。	社会教育課
安全マップの作成・活用	子どもの目線に立っての安全マップの見直しとその活用を図る。	学校教育課
緊急情報を迅速に受・送信し、即応性を高める		
携帯電話による子ども安全情報配信システムの運用	携帯電話に不審者等の情報を配信する「子ども安全情報配信システム」が18年2月より稼働中。	青少年課
情報機器を使用した防犯システムの研究	GPSでの位置確認など、他機関でのシステムや導入状況について、本市での導入可否も含め、調査・研究を行う。	青少年課
一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進		
集団登下校の実施	全小中学校においての集団登下校を推進するとともに、一人ひとりの通学路を再確認し、特に一人になる区間がある場合には、個別に対応を検討するよう各学校に要請する。	学校教育課
保護者・父兄による送迎	全小中学校において、通学路の実態に合せた送迎方法について検討し、特に登下校時一人になる子どもについては、必要に応じて保護者に送迎を求めるなどの対応をとるよう各学校に要請する。	学校教育課
危険が潜みやすい場所の改善を推進		
防犯灯の設置と適正な維持管理の推進	従来の20ワットの防犯灯を、36ワットに更新。中学校からの要望等に基づき、調査のうえ整備する。	スポーツ保健課
公園等の植栽やトイレの適正な維持管理の推進	各小・中学校や地域からの情報をもとに、危険と判断される場所について調査把握し、関係各課（機関）と協議のうえ、改善に向けて要請する。	青少年課
空き家や倉庫、小屋など普段人影の無い場所の適正な維持管理の推進	安全マップに基づき、各小・中学校が、関係機関と連携して、当該町内会や所有者等に協力を要請する。	学校教育課

## 6 平成19年度山形市青少年育成事業関係課（施設）別一覧

- 1 青少年を健やかに育む家庭づくり  
 2 青少年の社会性を育む地域づくり  
 3 青少年の創造性を育む学校の充実  
 領域 : 4 社会的な自立を支援する職場の充実  
 5 青少年の健康と安全の保持  
 6 社会の多様化への対応  
 7 非行・問題行動の防止  
 8 総合推進と連絡調整

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
国際交流課	継	6	国際交流出前講座	小・中学生対象 中国語圏、英語圏及び韓国・朝鮮語圏の国際交流員各1名を小・中学校で開催される総合学習の一環としての国際関連事業に派遣する。 青少年が様々な多文化体験を通じて広い視野と国際感覚を身に付けることを目的とする。	112
防災安全課	継	5	地区(学区)交通安全の推進	学校、家庭及び地域の連携により、地区(学区)の交通安全を推進することを目的に組織された団体に対して助成し、交通安全の推進を図る。(推進団体34団体)	340
	継	5	交通指導員の設置	小学校児童の通学等の安全を確保するため、登校日の通学時間帯に交通安全指導を行う。 ・交通指導員66名 ・指導場所66箇所	23,113
	継	5	幼児交通安全教育	就学前の幼児とその保護者を対象に、幼児交通安全クラブ「かもしかクラブ」を組織し、交通安全安全指導を行う。 会員：幼児2,257人、保護者622人、96クラブ (H18年度末)	
	継	5	青色防犯パトロールの実施	交通安全指導車1台で週2回、通学路を中心に、学区を変えて、児童の下校時に合わせ、1回2時間のパトロールを実施する。	
市民会館	継	1	人形劇合同公演	児童・幼児の早くからの情操教育を図る。 対象：市民(主に小学生までの親子) 日時：平成19年10月26日(金)～28日(日)	648
	継	1	ファンタジックコンサート	オーケストラによるコンサートを低年齢層からなじみのあるものにし、心の豊かさやゆとりの充実を図る。 対象：市民(主に小学生までの親子) 日時：平成19年12月23日(祝) 期日調整中	3,433
	継	2	山形市平和都市宣言事業 平和コンサート ～器楽合唱の部～	昭和59年3月22日に平和への決意と願いを込めて「山形市平和都市宣言」が採択された。この趣旨を広く市民に呼びかけ、この事業を通し子供達の未来を確かな平和にしていく。(平和都市宣言事業開催趣旨より) 対象：一般市民(少年少女合唱団等の出演あり) 日時：平成19年7月1日(日)	1,458
	継	2	市民合同音楽祭 ～一般の部～	児童、高校生、アマチュア合唱団体、一般市民が合同で1つの作品を創り上げる音楽祭。 対象：一般市民(少年少女合唱団等の出演あり) 日時：平成19年12月9日(日)	2,076

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
市民会館	継	2	山形市児童劇団事業	山形市内の児童が心身の表現力を養う演劇活動を、より個性的に、自由に、創造的に展開させることにより、総合的な児童文化の向上と芸術愛好者の底辺拡大を図る。 団員：市内の小学3～6年生 54名 練習：原則として毎週日曜または土曜日公演 対象：市民（主に小学生までの親子） 日時：平成20年2月24日（日）	3,766
	継	3	小中学校鑑賞教室	小中学生に芸術文化の鑑賞の機会を提供し、感性の育成をはかる。 対象：市内小中学校全児童生徒 日時：小学校下学年音楽教室 平成19年9月25日(火)～9月28日(金) 小学校上学年音楽教室 平成19年9月11日(火)～9月14日(金) 中学校音楽教室 平成19年11月5日(月)～9日(金)	26,656
	継	3	市民合同音楽祭 ～小・中学校の部～	市内の小中学生による合同演奏会 対象：一般市民（市内小中学校31校参加） 日時：平成19年10月17日(水)～20日(土)	1,812
男女共同参画課	継	6	男女共同参画に関する作品募集 (一行詩)	男女共同参画を身近なところから感じてもらい、理解と参画を図る。 対象：市内に在住または在学している中学生及び高校生 募集時期：平成19年6月15日～7月31日 表彰：10月頃に入賞者の授賞式を予定	584
	継	3	小学生用男女共同参画学習資料の配布	「男女平等」「男女の相互理解」「個人の尊厳」等について理解を深めてもらうため、小学3・4年生を対象とする男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」及び教師用学習資料「活用に向けて」を市内小学校へ配布する。 「きらりかがやいて」 3,000部 「活用に向けて」 500部	509
市民相談課 生活情報センター	継	5	消費者啓発事業	悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るため、学生（中学生、高校生を含む）や新成人を対象に、消費生活出前講座や啓発資料の配布を実施する。	32
	継	5	夏休み親子教室	子供の消費生活に対する興味や関心を醸成するため、小学生とその保護者を対象に夏休み期間中に講座を開催する。	20
環境課	継	1	蔵王山クリーン作戦	対象：親子、企業、地元ボランティア 時期：6月9日(土) 場所：蔵王	441
	継	1	アサギマダラ・マーキング観察会	対象：市民 人数：20名 時期：8月 場所：蔵王中央高原	2

課(施設)名	新・ 継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
ごみ減量推進課	継	2	集団資源回収	小中学校、PTA、子供会、町内会等に回収量に応じて推進費を交付し、資源の大切さ、ごみ減量の推進と共に、団体の育成を図る。	42,320
生活福祉課	継	1	まんさくの丘運営管理	知的障がい児・者の福祉の増進を図るため、生活訓練や独立生活に必要な知識技能及び更生に必要な指導訓練を行い、将来、家庭生活、社会生活に適應できる能力の助長を図る。	46,312
	継	1	民生委員・児童委員活動	児童福祉に必要な諸活動を行う。 民生児童委員数 482名	40,373
子育て推進課	継	1	児童扶養手当給付事業	父と生計を同じくしていない18歳の年度末に達しない児童、または20歳未満で一定の障害状態にある児童を養育している者に対して手当を支給する。	704,144
	継	1	遺児教育手当給付事業	両親もしくは父母の一方のいない小・中学生の児童を養育している者に対して手当を支給する。	30,789
	継	1	乳幼児医療給付事業	就学前の乳幼児に対する医療費の軽減を図る。	526,333
	継	1	母子家庭等医療給付事業	母子家庭等において、18歳以下の児童及びその児童を養育している者の医療費の軽減を図る。	104,590
	継	1	放課後児童健全育成事業	おおむね小学1年生から3年生までの留守家庭の児童を対象に、児童が健やかに育つよう、放課後遊びや生活指導等を行う放課後児童クラブ運営委員会に対する委託により実施。 (35カ所・児童数 1,898人)	174,038
	継	1	児童家庭相談援助	児童虐待防止・児童の福祉向上を図るため、専門的な指導・相談を実施する。	470
	継	1	母子福祉事業	母子家庭及び寡婦の生活安定と福祉の向上を図る。	461
	継	1	母子生活支援施設運営事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情のある女子、及びその者が養育する児童を入所させ保護する。	25,170
	継	1	民間立保育園運営管理事業	保育に欠ける乳幼児を保育するための保育所を運営管理する。(民間立19カ所)	2,027,982
	継	1	子育て支援センター運営事業(民間立)	子育て中の親子に楽しんで子育てができるよう支援する。 育児相談事業 育児講座事業(民間立 5カ所)	23,770
継	1	山形学園指定管理委託	養護を要する児童を入所させて、これを保護する。	130,926	

課(施設)名	新・ 継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
子育て推進課	継	6	こどもショートステイ事業	保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において一時的に児童の扶養ができない場合、児童を一定期間児童福祉施設等で養育・保護するためにショートステイ、トワイライトステイ事業を実施。	900
	継	1	市立保育園運営管理事業	保育に欠ける乳幼児を保育するための保育所を運営する。(市立 10カ所) 一時的に家庭において保育が困難となる児童を保育する事業。(市立 2カ所)	390,072
	継	1	子育て支援センター運営事業(市立)	子育て中の親子に楽しんで子育てが出来るよう支援する。 育児相談事業 育児講座事業 体験保育事業(市立 1カ所)	300
	継	1	児童館各種事業	東部・西部・南部・北部児童館の管理運営 母親クラブ活動育成事業 その他各児童館事業	26,149
	継	2	児童遊園管理事業	児童遊園の施設整備を行う。 既設：277カ所	24,131
健康課	継	1	母子保健推進事業	1 妊婦乳幼児健康診査等 妊婦健康診査(個別健診) 4か月児健康診査(個別健診) 9か月児健康診査(個別健診) 1歳6か月児健康診査(集団健診) 1歳6か月児精密健康診査(個別健診) 3歳児健康診査(集団健診) 3歳児精密健康診査(個別健診) 幼児要観察児健康診査 2 母性父性の健康教育相談 母子健康手帳交付時に保健指導実施 ママパパ教室 思春期保健支援教育 3 乳幼児の健康教育・相談 すくすく子育て教室 にこにこ相談 にこにこ絵本の広場 子育てはあと相談 離乳食教室 子どものからだづくり教室 4 訪問指導 新生児・乳幼児訪問指導 育児支援家庭訪問 5 不妊治療助成事業 特定不妊治療費助成事業(新規)	77,004
	継	1	食育事業	1 ワクワク子どもクッキング 2 パクパクよい子のクッキング 3 食育支援事業	191
	継	5	成人保健事業	すこやか検診	6,229

課(施設)名	新・ 継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
健康課	継	5	予防接種事業	1 ポリオ(集団接種) 2 三種混合(個別接種) 3 二種混合(個別接種) 4 麻しん風しん混合(個別接種) 5 麻しん(個別接種) 6 風しん(個別接種) 7 日本脳炎(個別接種) 8 BCG予防接種(個別接種)	127,789
勤労青少年 ホーム	継	4	勤労青少年対象事業	1 自主的参加を促すための交流の場として、サークル活動の育成と支援 2 働く意欲や能力を高めるための講座の開催 対 象：おおむね30歳未満の勤労青少年	1,908
観光物産課	継	5	古竜湖キャンプ場整備	維持・管理業務 (自然を通じ、親子の触れ合いの場としてのキャンプ場を整備する。) 平成19年度キャンプ場開設期間 (7月15日(日)～9月9日(日)) 平成18年度利用者数 約1,936名	1,876
農政課	継	3	農業副読本「さなえ・みのるの山形市農業たんけん隊」の配付	小学生から広く山形市の農業を理解してもらうために、3年生に社会科の参考資料として配付している。 (3～5年生使用可能) 平成19年度作成 部数 2,600部	499
	継	1	「親子農業たんけん隊」農業体験事業	農業体験を通じ農業への理解・関心を高める。 対 象：小学3～6年生までの親子 人 数：40家族 期 間：5月～11月 場 所：山形市東古館 1,000㎡	142
森林整備課	継	3	緑の少年団育成事業	明るく住み良い緑に恵まれた郷土の自然に親しみ、少年達の健康で心豊かな人間性の向上を図る。 対 象：市内の5小学校、県立山形養護学校、1団体 活動内容：野外学習(自然観察等)、体験学習(きのこ栽培等)、奉仕活動(クリーン作戦への参加等)、行事参加(植樹祭、少年団交流会)	800
中央卸売市場	継	3	市場(流通機構)の理解を深める事業	学校教育のカリキュラムと連携しながら、主に小学校の児童に対して、流通機構学習の場を提供する。	
公園緑地課	継	2	山形を緑でつつむ植樹祭	植樹を通じて、花と緑を大切にする意識の啓発を図る。 対 象：誕生、入学、結婚を記念しての希望者計60組 実施日：4月29日 場 所：西公園	613
	継	2	草花の種子の配布	緑化運動の推進のため、草花の種子を配布する。	129
	継	2	樹木の配布	緑を大切に、豊かな心を育むため、小・中学校に樹木を配布する	21
下水道部 管理課	継	2	「水道・下水道いろいろ作品展」実施事業	標語・ポスター・写真の部に小学生の部から一般の部まで作品を募集。 11月上旬に表彰式と展示会を庁内で行う。 応募点数は542点(平成18年度)。	742

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
下水道部 管理課	継	2	「小学生向け水道・下水道副読本」製作事業	水道・下水道を学習する小学4年生向けに副読本を製作、市内の小学4年生全員に配布している。 3月末 1,700部	366
	継	2	夏休み親子下水道教室	下水道の役割について理解を深めるとともに、自然の恵みについて子供と保護者が一緒になって体験し学習する。(県下水道公社との共催) 場所：山形浄化センター(天童市) 時期：8月上旬	
下水道部 浄化センター	継	3	浄化センター施設への見学受入	施設見学や下水汚泥から作られるコンポストの無料配布等を通して、浄化センターの役割などを理解してもらうとともに、環境についての関心を高めてもらう。 場 所：山形市浄化センター	
水道部 総務課	継	3	「水とわたしたち」(小学生向け水道・下水道副読本)製作・配布	生活に不可欠な水をきれいにする仕組みや汚れた水のゆくえについて学習することにより、水道・下水道について理解を深め、水環境を大切にすることを目的に、小学4年生を対象に副読本を製作・配布する。	442
	継	3	水道施設への見学受入	施設見学やビデオ上映等を通して、水道水ができるまでのしくみなどを理解してもらうとともに、水についての関心を高めてもらう。 場 所：見崎浄水場 水道施設管理センター アクアパーク(水道広報展示場)	
	継	2	水道・下水道いろいろ作品展	水環境に親しんでもらうとともに、上下水道事業に対する理解と協力を求めることを目的に、ポスター・絵画・標語を募集する。 募集時期：7月上旬～9月11日(火)	285
選挙管理 委員会	継	2	選挙啓発指導者研修会派遣	地域社会における青年の役割や政治の現状等について学習を行い、社会人としての自覚を高め、明るい選挙の推進を図る。 対 象：明るい選挙推進協議会メンバー 時期、場所等未定	28
消防本部 予防課	継	2	体験学習会	少年消防クラブ(3団体)を対象に、応急手当の要領・はしご車乗車・放水訓練・ロープ結索・ロープ渡り等、体験型学習を通じ、防災意識を育成する。 消防本部にて6月と10月に約50人ずつで実施。	-
	継	2	少年消防クラブ研修	少年消防員10人が、三川町の山形県消防学校に入校し、1泊2日で体験型訓練を行う。 8月2日～8月3日	39
	継	2	防火ポスター製作・展示	少年消防クラブ員に作品を募集。夏休み期間中に製作した防火ポスターを、8月下旬～9月上旬にアズ七日町5階フリースペースに展示する。	32
学校教育課	継	1	家庭教育資料発刊事業	児童生徒の健全育成をねらいとして、その基盤となる家庭教育のあり方を探り、子育てのポイントを示しながら学校と家庭の連携を深める事業。 対 象：市HPに掲載	
	継	6	第12回短期交換留学事業	オーストラリアスワンヒル市の中高生20名とリーダー4名を派遣し、交流する事業。	3,155

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
学校教育課	継	6	子ども科学教室の開催	学校休業日に、山形市総合学習センターにおいて児童生徒対象の「おもしろ実験教室」を企画運営する事業。	520
	継	7	不登校児童生徒対策事業	不登校生への対応及び未然防止のために、校内外における研修会を行うとともに、山形市総合学習センター不登校児童生徒適応指導教室へ通学する児童生徒を支援する事業。	1,476
	継	3	魅力ある学校づくり推進事業	各学校が地域に開かれた学校づくりを推進し、子どもたちの体験活動や授業などの様々な教育活動を地域と学校が協力して推進する取り組みを支援する事業。	12,356
	継	7	山形っ子学び・体験支援事業	子ども育成ボランティア山形が運営団体となり、NANA BEANS 7階フロアに中・高校生や大学生等が学習するための空間を提供したり、ボランティア活動の拠点として活用したりする取り組みを支援する事業。	9,417
	継	3	進路学習支援事業	中学生が、体験活動や社会人とのふれあいを通して、自らの将来について夢と希望を持ち、主体的に進路を選択する学習を支援する事業。	300
社会教育課	継	2	成人の祝賀式	対象：新成人 約2,900人 時期：平成20年1月 場所：山形市総合スポーツセンター	4,035
	継	1・2	各公民館事業 家庭生活・日常生活に関する事業	(1)乳幼児の保育や、家庭教育に関する事業 中央公民館等23館 30事業 (家庭教育講座・子育て支援講座等) (2)地域・社会に関すること、伝承行事等に関する事業 西部公民館等10館 11事業 (ミニ門松づくり・だんご刺し等) (3)その他(各領域に渡る少年・親子教室等) 中央公民館等24館 34事業 (キッズスクールキャンプ・チャレンジクラブ等)	804 276 1,093
	継	1	各公民館事業 趣味・スポーツなどに関する事業	中央公民館等15館 17事業 (楽しいクッキング教室、子供球技大会等)	455
児童文化センター	継	1	児童文化センター各種教室等の実施	各種の教室を開催し、体験学習、創作活動、スポーツ等をおして創造力や意欲を培う。また異年齢の子ども同士の関わりや、親と子のふれあいを深める。 対象：小、中学生とその保護者 人数：各教室 8人～42人 回数：各教室 年1回～9回 ふれあい広場ビッキの会、手作り工作教室、昔あそび教室、親子茶道教室、菓子作り教室、囲碁将棋教室、書道教室、絵画教室、自然探検教室、ふれあいマウスの会、土曜シアター、卓球大会、記録に挑戦、お話の部屋、ワクワク子どもクッキング教室	377
スポーツ保健課	継	3	小学校スポーツ指導者の養成	指導者の確保・養成並びに指導力の充実に努める。 対象：水泳他11種目	600

課(施設)名	新・ 継	領 域	事 業 名	事 業 内 容	予算額(千円)
スポーツ保健 課	継	5	ジュニアスポーツクラブの育成	ジュニアスポーツクラブ等の健全育成と、スポーツ愛好の精神を増進し、少年スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 対 象：アイスホッケー、スピードスケート、ラグビー、水球、レスリング、ジュニアクロスカントリー、ボクシング、スキージャンプ	3,900
	継	5	中学校運動部の活性化推進	競技力の向上と各種競技の普及育成を図る。 スポーツ教室(18種目) 運動部指定強化 運動部育成 駅伝強化事業 全中バス強化	7,850
	継	5	スポーツ少年団育成強化	スポーツ少年団を指定強化し、スポーツ少年団活動の活性化を図る。 対 象：市内24スポーツ少年団	2,160
	継	5	スポーツ指導者講習会	各種スポーツの振興と競技力向上の推進を図るため、指導者講習会を実施し、その資質を高める。	300
	継	5	山形市スポーツ少年団総大会	対 象：市スポーツ少年団登録者 種 目：8種目 約2,500人 (野球、バレーボール、サッカー、バスケットボール、柔道、剣道、空手、スキー)	612
	継	5	小学校陸上・水泳記録会、ボール運動交歓大会	技術向上とスポーツ愛好の精神、スポーツマナーの育成を推進する。	1,270
	継	5	小学校スポーツ教室	市内を10ブロックに分け、技術の向上と、スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 種 目：陸上、水泳、ソフトバレーボール、バスケットボール、サッカー、体づくり運動	110
	継	5	野外活動テント貸出	市内の子ども会・学校を中心にテントを貸し出す。	
	継	5	子ども会球技大会	技術の向上と各子ども会相互の親睦を図る。 参加チーム：14チーム	54
	継	5	運動部活動地域連携促進	地域人材を活用し、中学校運動部活動の活性化を図る。 60人	1,500
	継	5	小学生スキー教室推進	小学校のスキー教室を推進、奨励する。 対象児童：3学年以上の児童約9,555人	9,555
継	5	いのちの学習推進事業	(1) 「いのちの学習推進懇談会」による今後の具体的な対策、実践に向けての検討 (2) 「いのちの学習実践事例集」の作成 (3) いのちの学習(性教育)研修会の開催 (4) A E D講習会	338	

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年課	継	8	青少年問題協議会運営事業	<p>青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的な施策の樹立に関する事項を調査・審議し意見具申を行う。</p> <p>・委員：28名 構成 会長：市長 副会長：2名（教育長・民間） 市議会：3名 行政機関：10名 民間：12名</p> <p>・事業開始：昭和34年 ・根拠法令等：地方青少年問題協議会法 山形市青少年問題協議会設置条例</p>	175
	継	8	青少年健全育成講演会開催事業	これからの社会を担う青少年の健全育成を推進するため、市民全体の意識高揚を図ることを目的とし開催する。「全国青少年健全育成強調月間」である11月に開催予定。	203
	継	2	地区青少年健全育成連絡協議会活動奨励事業	地区内の青少年関係機関団体及び関係者等で組織される、現在33の小学校区単位の連絡協議会等に対し、活動奨励金を交付し、青少年健全育成活動を活発に推進する。	2,178
	継	2	青少年育成推進員設置事業	地域における青少年健全育成活動を組織的、継続的に実践するための適任者を委嘱し、活動の推進を図る。 青少年育成推進員 60名 任期：平成18年から2年間。	1,099
	継	2	青少年育成団体への支援事業	自主的活動を行う青少年育成関係団体を財政的に支援し、青少年の育成を図る。 合計：6団体	2,478
	継	2	青少年市民運動促進事業	青少年の健全育成市民運動を展開する「山形市青少年市民会議」の活動を促進する。	170
	継	6	青少年海外協力隊支援事業	海外で活躍する予定の本市出身の協力隊員への出発前の激励など。	
	継	7	「子ども見守り隊」市民運動推進事業	市内小学校学区の青少年健全育成連絡協議会を中心に、「子ども見守り隊」の腕章及び自動車貼付用ステッカーを使用した地域活動を促進し、子どもを未然に不審者等からの被害から守ると共に、地域における「子どもを見守る」機運と、青少年健全育成・非行防止の意識高揚を図る。	139
	継	1	「夏休み生活標語」事業	中学生の夏休み生活標語の入選作を表彰するとともに、優秀作品をポスターにし、各学校及び関連施設へ掲示して規律正しい生活を呼びかける。	165
継	5	環境浄化活動	青少年にとって極めて有害なピンクチラシ等を除去し、青少年を取り巻く環境浄化を図る。	12	

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
青少年課	継	7	街頭指導活動	市内繁華街を中心に、閉庁日を除く毎日、午前・午後・夕刻・夜間に分け、青少年の非行防止を目的として街頭指導を実施する。 学校長期休業期間中においては、指導委員による地区街頭指導活動を促進する。	4,091
	継	6	少年相談活動	面接及び電話による少年相談窓口を開設し、多様化する青少年の相談に対処する。10月よりeメールでの相談も実施する。	1,368
	継	8	青少年指導センター運営協議会運営事業	青少年指導センターの公正かつ適切な運営に関する事項を協議する。 委員数：17名	220
	継	8	「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進	関係機関・団体との連携の下、各種事業を展開することにより、この運動を総合的に実践・推進する。	
	継	8	「やまがたの青少年」発行事業	青少年の実態と行政施策についての冊子編集・発行し、関係委員・機関等に周知する。 年1回発行	15
少年自然の家	継	2	第9回アドベンチャーサマーキャンプ	長期キャンプ生活の中で冒険的な活動を行い自分自身を見つめ直す。 小5～中3 20名 7/31～8/4(4泊5日)	60
	継	2	第14回わんぱく冒険のつどい	冬の自然体験を通して困難に負けない強い心を養う。 小4～中3 30名 12/25～27(2泊3日)	30
	継	2	第21期自然の家少年団(通年参加)	年間7回の宿泊活動を通して、心身豊かな子どもを育成する。 小学4年生 50名 年7回(1泊2日)	200
	継	1	自然の家森の学校	四季に応じた自然体験活動を通して、自然とのふれ合いを深める。 家族・一般 50名 5/26、9/1、10/7 年3回	84
	継	1	親子ふれあいスクール	親子での宿泊活動等を通し、親子や自然などとのふれ合いを深める。 親子25組 6/30～7/1、1/26～27 年2回	18
	継	1	さわやか自然のつどい	不登校児童生徒の親子・友人を対象に、自然体験活動を通して心の開放を行う。 9/9、2/3 年2回	56
	継	1	夏休み昆虫標本づくりま専科	昆虫採集・標本作りを通して、豊かな自然環境に対する認識を深める。 小3以上中学生まで 7/26～29(4日間)	62

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容	予算額(千円)
少年自然の家	新	1	親子でクラフト	家族での木片や竹など自然物を利用したクラフト活動を提供する。 親子 6/10、24	
	継	1	少年自然の家オープンデー	家族やグループなどに広く施設を開放し、野外活動や文化活動などの機会と場を提供する。 家族・一般200名 10/14 年1回	84
	継	1	プラネタリウム一般公開	プラネタリウム体験を通して星空への興味や関心を高める。 家族・一般100名 5/27、8/11、11/4、2/3 年4回	102
図書館	継	1	絵本と遊ぼう	絵本の読み聞かせ・わらべうた・紙芝居他 対象：2-4歳(毎週水曜日) 0-2歳(毎週木曜日)	
	新	1	絵本と遊ぼう春～冬の巻	絵本の読み聞かせ・わらべうたほか	
	継	1	図書館おはなしクラブ	おはなし会・本の紹介・工作等 対象：小学生(第1土曜日、年10回)	
	継	1	図書館幼児おはなしクラブ	おはなし会・絵本の読み聞かせと紹介・工作等 対象：本年度4～6歳になる幼児と保護者(第3土曜日、年10回)	
	継	1	霞城幼児おはなしクラブ	おはなし会・絵本の読み聞かせと紹介・工作等 対象：本年度4～6歳になる幼児と保護者(第2土曜日、年8回、霞城公民館)	
	継	1	北部幼児おはなしクラブ	おはなし会・絵本の読み聞かせと紹介・工作等 対象：本年度4～6歳になる幼児と保護者(第4土曜日、年8回、北部公民館)	
	継	1	自由研究相談会	夏休み自由研究の相談会(7月、8月)	
継	6	職業に関する本のコーナー設置	主に中・高校生向けに「職業」に関する本のコーナーを設置(ヤングコーナー)		
学校給食センター	継	1	栄養指導	栄養士による各学校の児童・生徒及び保護者への栄養指導。	

## 第4章 青少年育成組織

### 1 山形市青少年育成推進員

任期：平成18年6月1日～平成20年5月31日

No	氏名	選出地区
1	庄子 勉	第一地区
2	高橋 征二	第二地区
3	岡野 守昭	第二地区
4	橋本 博	第三地区
5	松村 清恵	第四地区
6	古田 かおる	第五地区
7	丹野 聖一	第五地区
8	長谷川 博明	第六地区
9	小峰 徹	第六地区
10	高橋 利雄	第七地区
11	佐々木 弘一	第七地区
12	栗林 廣徳	第八地区
13	山口 四郎	第八地区
14	鈴木 芳子	第九地区
15	設楽 克彦	第九地区
16	市川 甚吉	第十地区
17	上野 幸雄	第十地区
18	岡崎 良一	宮浦地区
19	松田 政彦	宮浦地区
20	小林 和裕	南小地区
21	高橋 正年	南小地区
22	真木 孝	西小地区
23	高砂 学	西小地区
24	阿部 芳樹	東小地区
25	大久保 伸一	東小地区
26	高橋 健一	鈴川地区
27	稲葉 武	鈴川地区
28	曾田 行男	千歳地区
29	金内 敏雄	千歳地区
30	泉谷 昌広	金井地区

No	氏名	選出地区
31	岩田 博之	金井地区
32	斉藤 良夫	大郷地区
33	佐藤 恒	明治地区
34	富岡 勇一	出羽地区
35	阿部 敏広	出羽地区
36	石黒 隆嗣	楯山地区
37	小林 忠男	高瀬地区
38	武田 誠	山寺地区
39	伊藤 勲	東沢地区
40	沼澤 義夫	滝山地区
41	太田 吉彦	滝山地区
42	柴田 佳子	南沼原地区
43	伊藤 雅範	南沼原地区
44	横尾 俊彦	桜田地区
45	渡辺 淳一	桜田地区
46	伊藤 康則	蔵王第一地区
47	遠藤 友子	蔵王第一地区
48	齊藤 豊	蔵王第二地区
49	佐藤 直己	蔵王第三地区
50	犬飼 晃	南山形地区
51	須藤 吉実	南山形地区
52	本沢 喜美夫	みはらしの丘小地区
53	武田 佐雄	本沢地区
54	阿部 重隆	西山形地区
55	清野 富美雄	村木沢地区
56	黒沼 末八	双葉地区
57	星野 春樹	大曾根地区
58	横山 勤	全市
59	三部 市則	全市

平成19年7月現在

(敬称略)

## 2 各地区青少年健全育成連絡協議会

平成19年7月現在

No	団体名	代表者氏名	結成年月日
1	第一地区青少年健全育成連絡協議会	庄子 勉	平成15年6月20日
2	第二地区青少年健全育成連絡協議会	田崎 良一	昭和46年7月17日
3	第三地区青少年健全育成連絡協議会	小松 均	昭和50年9月1日
4	第四地区青少年健全育成連絡協議会	茂木 賢一	昭和63年8月19日
5	第五地区青少年健全育成連絡協議会	丹野 聖一	昭和54年7月14日
6	第六地区青少年健全育成会	鬼海 正明	昭和41年4月1日
7	第七地区青少年健全育成協議会	中川 武雄	昭和55年4月1日
8	第八地区うめばち青少年育成会	栗林 廣徳	昭和52年6月1日
9	第十地区青少年健全育成連絡協議会	市川 甚吉	昭和56年7月1日
10	南学区青少年健全育成協議会	八巻 忠美	昭和58年7月17日
11	東小学区青少年健全育成連絡協議会	丹野 喜助	昭和58年3月1日
12	鈴川地区青少年健全育成連絡協議会	深瀬 昌三	昭和51年12月11日
13	千歳青少年健全育成推進連絡協議会	會田 行男	平成4年12月12日
14	金井地区青少年健全育成連絡協議会	上村 利男	昭和42年8月7日
15	大郷地区青少年健全育成連絡協議会	井上 長吉	平成19年6月27日
16	明治地区青少年健全育成協議会	阿部 正次	平成2年4月1日
17	出羽地区青少年健全育成連絡協議会	富岡 勇一	平成2年4月1日
18	高楯地区青少年指導センター	日野 茂男	昭和39年9月15日
19	山寺地区青少年健全育成連絡協議会	武田 誠	平成12年4月1日
20	東沢地区青少年健全育成連絡協議会	佐々木 州士	昭和55年4月1日
21	滝山学区青少年健全育成連絡協議会	沼澤 義夫	昭和55年7月17日
22	桜田学区青少年育成連絡協議会	多田 裕昭	平成6年6月26日
23	南沼原地区青少年育成協議会	小野 稔	平成元年5月20日
24	宮浦学区青少年健全育成連絡協議会	石澤 傳吉	平成10年2月21日
25	蔵王第一学区青少年健全育成連絡協議会	長岡 悟	昭和57年2月19日
26	蔵王第二学区青少年健全育成連絡協議会	伊藤 庄一	昭和57年2月19日
27	蔵王第三学区青少年健全育成連絡協議会	岡崎 宏一	昭和57年2月19日
28	南山形地区振興協議会教育・文化推進部会	武田 啓	昭和53年4月15日
29	本沢地区青少年健全育成連絡協議会	横尾 哲男	昭和41年6月8日
30	西山形地区青少年健全育成連絡協議会	和田 次巨	平成4年1月25日
31	村木沢青少年健全育成連絡協議会	後藤 道也	平成13年7月17日
32	双葉地区青少年健全育成連絡協議会	飯野 優一	昭和62年4月1日
33	大首根地区青少年健全育成連絡協議会	星野 春樹	昭和62年4月1日

## 第5章 青少年指導センター

### 1 青少年指導センターの概要

名 称	山形市青少年指導センター
所 在 地	山形市旅籠町二丁目3番25号
設置運営主体	山形市教育委員会
主管部局	山形市教育委員会青少年課
設置年月日	昭和39年4月22日(平成13年4月1日教育委員会設置)

青少年指導センターは、少年の非行防止について関係のある機関・団体・民間有志の参加を得て少年の非行防止活動をより効果的に実践するための合同活動の拠点である。

少年非行防止のための関係機関の活動には相互に関連するものが多く、例えば、警察官は犯罪の予防という責務からく犯・不良行為少年の街頭指導を行い、学校教職員も生徒指導の立場から同様に街頭に出て生徒の不良行為の発見と指導に注意を払っており、また、児童委員も児童福祉の立場から要保護少年の発見にあっている。

このように、少年を対象とする機関の活動は多岐にわたり、また、その方法は若干異なるにしても、少年の非行防止を図るという点においては同一である。

このような点に着目し、非行防止に関する総合的な実践活動を推進するための拠点として、青少年指導センターが設置されている。

#### (1) 青少年指導センターの業務活動

青少年指導センターの主な業務活動は、く犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を効果的に行うことである。

##### く犯・不良行為少年の早期発見・早期指導

誰でも最初から犯罪少年ではないのであって、不良行為が繰り返されるうちに犯罪行為となって表面化する場合が多い。この不良行為の時期のうちに適切な指導を行うならば、罪を犯す少年が減ることは明らかである。このための活動をく犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動と呼び、青少年指導センターで行う最も大きな業務である。この実施方法には、街頭指導活動と少年相談活動がある。

##### ア 街頭指導活動

街頭指導活動は、く犯・不良行為少年の早期発見・早期指導のため重要な活動である。街頭指導を推進するにあたって望ましいことは、この活動を単に関係機関のみで実施するのではなく、地域社会の積極的な協力を得てすることである。すなわち、青少年指導センターの街頭指導活動に地域団体や民間有志の参加を含め、街頭指導の層を厚くするとともに、これらの協力者を通じて

家庭・学校・職場・その他の地域社会の関心を高めることができれば大きな成果が期待されるのである。街頭指導活動は、次のような方法で行われている。

指導委員が運営協議会の協議による業務計画に従い、組織的・計画的に盛り場等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期に〈犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。

指導委員が自分の住んでいる地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に絶えず注意を払い、〈犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる。

#### イ 少年相談活動

少年相談活動は、街頭指導と並んで、〈犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動として重要である。相談を行う法的機関としては児童相談所をはじめとして福祉事務所、教育センター、学習センターがあり、その他にも家庭裁判所、法務局、警察の少年サポートセンター・少年相談所等がある。当センターの少年相談は、月曜日から金曜日(祝日除く)の午後1時から5時まで、相談を受け付けている。また、これまでは電話及び面接により相談を受け付けていたが、平成19年10月よりeメールでの相談も開始する予定である。

#### 関係機関等との連携

このような「街頭指導」や「少年相談」によって発見された〈犯・不良行為少年の措置としては、児童福祉法第25条または少年法第6条の規定に基づき関係機関に通告を必要とするものはすみやかに通告し、その他の少年については、必要に応じ家庭や学校、職場の関係者に連絡することとなっている。家庭・学校・職場の関係者に連絡をとるに際しては、特に慎重を期すべきであって、必要に応じその少年の教師、少年の住所を所轄する児童委員、指導にあたった指導委員等による指導連絡会を開いてその少年に最も適した措置をとるように配慮すべきである。また、その少年が刑罰法令に触れる行為をしたものであれば、少年の年齢に応じてこれを児童相談所・福祉事務所・家庭裁判所・警察等の関係機関に通告または連絡することになる。

#### 情報資料の整備

〈犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を一層合理的に進めるためには、関係情報資料の整備・保管・活用をはかることが必要である。

指導センターで整備すべき資料としては、次のものがある。

街頭指導日誌

少年指導票

継続指導簿

相談受理票

## 2 青少年指導センターの組織

### (1) 青少年指導センター運営協議会

運営協議会は、青少年指導センターの活動を円滑適正に推進するため設置するもので、委員には保護観察所・福祉相談センター・警察・小学校長・中学校長・高等学校長・児童委員・主任児童委員・保護司等の各代表者等が選任されている。

運営協議会は例年2回開催し、街頭指導や少年相談、その他青少年の健全育成に関する青少年指導センター業務の具体的な実施計画を協議することになっている。

委員数 17人

任期 2年(平成18.6.1~平成20.5.31~)

### (2) 指導委員

指導委員は、教育委員会から委嘱を受け、運営協議会で協議した実施計画に基づき、組織的計画的に区域内全般の盛り場、駅、公園、遊戯場など不良行為の行われやすい場所を巡回し指導活動に従事するとともに、少年相談活動・環境浄化活動に従事することになっている。指導委員には児童委員・主任児童委員・保護司・青少年育成推進員・小中高教職員・小中PTA役員等が委嘱を受けている。

委員数 846人(平成19年6月1日現在)

任期 3年(平成17年6月1日~平成20年5月31日)

委員の内訳

所属等	人員	所属等	人員
児童委員	419	中学校教職員	35
主任児童委員	60	小学校教職員	36
山形地区保護司	90	中学校PTA	37
青少年育成推進員	55	小学校PTA	38
経験者	36	山形M・B・S会	1
村山地区高等学校教員	39	計	846

街頭指導の実施時間帯 午前 10:00~12:00 午後 14:30~16:30

夕刻 16:00~18:00 夜間 18:00~20:00

指導委員の任務分けについて

平成16年7月からの試行期間を経て、平成17年3月から、指導委員を中央指導委員と地区指導委員とに任務分けを行っている。

中央指導委員(約300人)は、全ての指導委員のうち、主任児童委員・青少年育成推進員・学校教職員に加え、指導委員連絡会地区会長より推薦されたもので構成され、青少年指導センターが計画する市内繁華街等の街頭指導に従事していただいている。この街頭指導の年間従事回数は約4回であり、任務分け前の2倍相当であり、指導力の向上が図られている。

中央指導委員以外の指導委員は地区指導委員とし、地区主導の街頭指導に、中央指導委員とともに従事していただくことにしている。

### (3) 少年相談員

少年相談業務をより効果的に行うために少年相談員を置いており、少年相談員は教育委員会から委嘱を受けている。

少年相談員数 7名(平成19年6月1日現在)

任 期 3年(平成17年6月1日～平成20年5月31日)

### (4) 青少年指導センター指導委員連絡会

指導委員連絡会は、指導委員によって組織された会であり、青少年の非行防止の現状と防止対策についての情報を交換し、関係機関、団体と相互に連絡を密にし広報活動や会員の研修等を行い、指導活動の推進を図っている。

### (5) 地区指導委員会

指導委員は、小学校通学区域の35地区で各地区指導委員会を組織し、各地区ごとに独自の活動を行っている。

### (6) 職 員

所 長 1人(青少年課長兼務)

副 所 長 1人(青少年課長補佐兼務)

職 員 2人(青少年課兼務)

嘱託職員 2人(専門指導員)

### 3 青少年指導センター運営協議会委員

(任期：平成18年6月1日～平成20年5月31日)

役職名	氏 名	所 属・職 名
委員長	石 澤 傳 吉	山形市青少年指導センター指導委員連絡会会長
副委員長	今 野 光 子	山形市民生委員児童委員連合会主任児童委員連絡会会長
委 員	後 藤 博 一	山形保護観察所統括保護観察官
委 員	松 本 武 士	山形県福祉相談センター地域指導課長
委 員	新 田 順 康	山形警察署生活安全課長
委 員	須 藤 好 平	山形市子ども会育成連合会会長
委 員	渋 谷 守 雄	山形市民生委員児童委員連合会会長
委 員	佐 藤 達 郎	山形地区保護司会会長
委 員	庄 子 勉	山形市青少年育成推進員連絡協議会会長
委 員	市 川 甚 吉	山形市青少年市民会議会長
委 員	遠 藤 正 明	山形市PTA連合会会長
委 員	無 着 道 子	山形市PTA連合会母親委員会
委 員	横 山 勤	山形市「社会を明るくする運動の会」事務局長
委 員	富 士 直 志	村山地区高等学校生徒指導協議会(霞城学園高校長)
委 員	井 上 順 男	山形市中学校教育研究会生徒指導部長(山形五中校長)
委 員	本 木 康 夫	山形市小学校校長会生徒指導部長(山形九小校長)
委 員	芦 野 茂 美	山形市立商業高等学校生徒指導担当

#### 4 各地区指導委員会会長

No	地区	氏名	No	地区	氏名
1	第一	武田信博	19	楯山	石黒隆嗣
2	第二	丹野貫壽	20	高瀬	斎藤貞男
3	第三	小松均	21	山寺	武田誠
4	第四	茂木賢一	22	東沢	渋谷守雄
5	第五	丹野聖一	23	滝山	沼澤義夫
6	第六	鬼海正明	24	桜田	多田裕昭
7	第七	中川武雄	25	南沼原	嶋貫敞夫
8	第八	福岡義雄	26	宮浦	石澤傳吉
9	第九	鈴木芳子	27	蔵王一	中善寺秋男
10	第十	市川甚吉	28	蔵王二	高橋芳元
11	南小	八巻忠美	29	蔵王三	堀秀樹
12	東小	後藤克己	30	南山形	齋藤保男
13	鈴川	三瓶賢也	31	本沢	横尾哲男
14	千歳	會田行男	32	西山形	阿部重隆
15	金井	羽角洋一	33	村木沢	加藤幸一
16	大郷	斉藤良夫	34	双葉	黒沼末八
17	明治	秋葉俊一	35	大曾根	佐藤清一郎
18	出羽	阿部敏広	(平成19年7月現在)		

5 山形市青少年指導センター街頭指導実施状況（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

(1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数

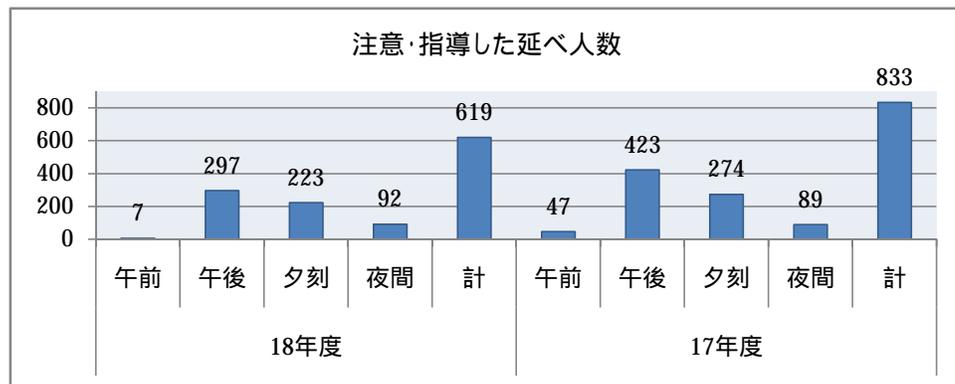
		街頭指導実施日数										従事した指導委員延べ人数				
		午前		午後		夕刻		夜間		合計		午前	午後	夕刻	夜間	合計
		班数	日数	班数	日数	班数	日数	班数	日数	班数	日数					
18年度	4月	6	5	59	15	31	18	11	7	107	22	20	208	100	38	366
	5月	2	2	15	14	21	18	6	4	44	19	6	42	56	15	119
	6月	2	2	14	14	24	20	6	4	46	21	5	38	53	18	114
	7月	1	1	30	15	19	19	18	11	68	21	3	83	65	59	210
	8月	4	3	55	21	59	18	73	20	191	28	16	200	226	279	721
	9月	3	2	14	14	20	19	5	3	42	19	8	41	51	11	111
	10月	1	1	15	14	21	20	5	4	42	21	4	44	56	13	117
	11月	2	2	11	11	16	16	6	4	35	17	6	32	46	14	98
	12月	11	4	57	22	31	21	22	10	121	27	33	221	99	74	427
	1月	1	1	14	14	16	16	9	5	40	19	3	43	46	19	111
	2月	2	2	11	11	18	17	4	4	35	18	6	33	48	8	95
	3月	0	0	18	15	13	13	8	7	39	18	0	50	43	15	108
		計	35	25	313	180	289	215	173	83	810	250	110	1,035	889	563
17年度		36	29	265	168	270	210	148	80	719	240	124	881	846	516	2,367
増減		1	4	48	12	19	5	25	3	91	10	14	154	43	47	230

(2) 注意・指導した延べ人数(場所別)

	デパート	コンビニ	パチンコ店	公共施設	商店・喫茶店	駅構内	スポーツ施設	神社境内	公園	路上	ゲーム場	カラオケ他	合計	
18年度	4月	0	0	1	9	0	0	0	2	15	33	3	63	
	5月	0	0	0	4	0	0	0	1	2	5	2	14	
	6月	0	0	0	0	0	3	0	0	3	37	0	43	
	7月	0	0	0	2	0	4	0	0	6	0	43	75	
	8月	0	0	0	2	0	0	0	0	2	37	89	134	
	9月	0	0	0	6	0	0	0	0	0	6	37	57	
	10月	0	0	0	2	0	0	0	0	1	9	72	89	
	11月	0	0	0	2	0	0	0	0	0	9	11	23	
	12月	0	0	1	0	0	0	0	0	10	20	4	35	
	1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	2	18	
	2月	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	7	
	3月	0	0	0	0	0	1	0	0	2	42	16	61	
		計	0	0	2	27	0	8	0	12	97	408	65	619
17年度		0	0	2	28	0	5	0	3	27	82	599	87	833
増減		0	0	0	1	0	3	0	3	15	15	191	22	214

(3) 注意・指導した延べ人数(時間帯及び学識別)

	未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	計
18年度	午前	1	0	5	1	0	0	7
	午後	0	49	227	19	0	2	297
	夕刻	2	18	131	56	7	5	223
	夜間	0	5	35	50	0	2	92
	計	3	72	398	126	7	9	619
17年度	午前	0	17	30	0	0	0	47
	午後	7	76	298	35	2	3	423
	夕刻	2	36	155	74	0	7	274
	夜間	1	4	29	46	5	2	89
	計	10	133	512	155	7	11	833
増減		7	61	114	29	0	4	214

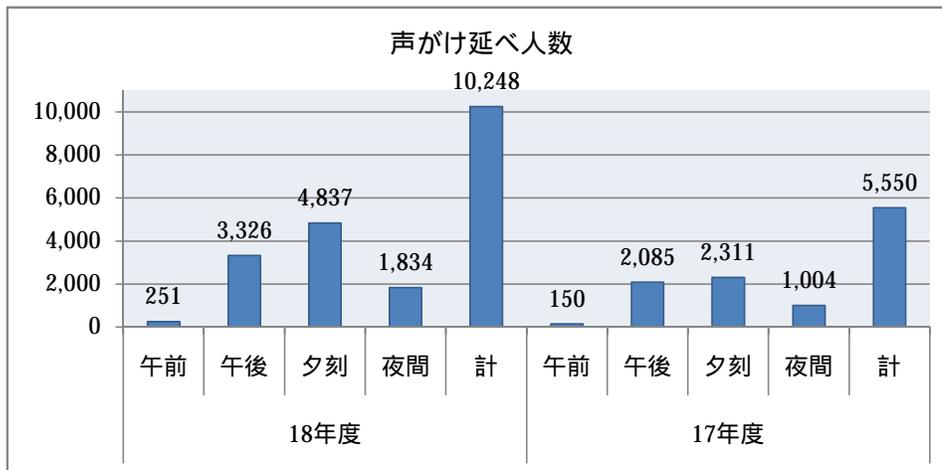


(4) 声がけ延べ人数

		未就学児	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	合計
平成 18 年度	4月	29	242	200	563	13	18	13	1,078
	5月	1	184	143	565	15	17	1	926
	6月	9	84	109	610	23	9	3	847
	7月	0	81	69	432	12	16	0	610
	8月	40	323	221	696	33	18	0	1,331
	9月	2	94	63	490	28	5	2	684
	10月	3	159	135	684	10	17	2	1,010
	11月	0	37	26	527	11	10	6	617
	12月	10	190	104	726	16	9	6	1,061
	1月	0	98	54	485	14	11	3	665
	2月	0	49	20	561	14	9	5	658
	3月	4	81	131	506	27	11	1	761
		計	98	1,622	1,275	6,845	216	150	42
17年度		75	795	834	3,443	232	126	45	5,550
増減		23	827	441	3,402	16	24	3	4,698

(5) 声がけ延べ人数(時間帯及び学識別)

		未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	計
18 年度	午前	10	60	50	119	10	0	2	251
	午後	56	862	592	1,691	73	35	17	3,326
	夕刻	14	638	494	3,507	92	73	19	4,837
	夜間	18	62	139	1,528	41	42	4	1,834
	計	98	1,622	1,275	6,845	216	150	42	10,248
17 年度	午前	23	25	33	63	5	0	1	150
	午後	22	487	441	1,033	66	28	8	2,085
	夕刻	20	225	259	1,639	90	52	26	2,311
	夜間	10	58	101	708	71	46	10	1,004
	計	75	795	834	3,443	232	126	45	5,550
増減		23	827	441	3,402	16	24	3	4,698



## (6) 注意・指導した少年の行為別・学識別人数

(H18年4月1日～平成19年3月31日：同時期比較)

		未就学児			小学生			中学生			高校生			その他学生			有職少年			無職少年			合計			
		H18	H17	増減	H18	H17	増減	H18	H17	増減	H18	H17	増減	H18	H17	増減	H18	H17	増減	H18	H17	増減	H18	H17	増減	
1 怠学	男										1		1										1		1	
	女										1		1										1		1	
	計										2		2										2		2	
2 不健全性行為	男										13	21	8								1	1	13	22	9	
	女										13	21	8								1	1	13	22	9	
	計										26	42	16								2	2	26	44	18	
3 喫煙	男										5	17	12	2	1	1	6	1	5	2	5	3	15	24	9	
	女										7	17	10							2	4	2	9	21	12	
	計										12	34	22	2	1	1	6	1	5	4	9	5	24	45	21	
4 盛り場徘徊(パチンコ店)	男					1	1																	1	1	
	女	1	1																				1	1		
	計	1	1			1	1																1	2	1	
5 夜遊び	男										7	7												7	7	
	女									3	3		1	1										4	4	
	計									3	3		8	8										11	11	
6 校則違反(ゲーム) (小・中学生のゲームセンター出入り)	男	1	4	3	31	42	11	126	168	42													158	214	56	
	女	1	3	2	33	82	49	215	299	84														249	384	135
	計	2	7	5	64	124	60	341	467	126														407	598	191
7 校則違反(その他) (小・中学生のかつお店出入りなど)	男							12	12															12	12	
	女							36	25	11														36	25	11
	計							48	37	11														48	37	11
8 その他	男		2	2	8	8		7	4	3	38	46	8	1	5	4	3	4	1					57	69	12
	女							2	1	1	48	25	23	4	1	3								54	27	27
	計		2	2	8	8	0	9	5	4	86	71	15	5	6	1	3	4	1					111	96	15
計	男	1	6	5	39	51	12	145	184	39	57	91	34	3	6	3	9	5	4	2	6	4	256	349	93	
	女	2	4	2	33	82	49	253	328	75	69	64	5	4	1	3				2	5	3	363	484	121	
	計	3	10	7	72	133	61	398	512	114	126	155	29	7	7		9	5	4	4	11	7	619	833	214	

6 少年相談状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	17年度	増減	面接	計
相談者	男	1		1	2		5	1	2		2			14	24	10		14
	女	2	2	1	2	5	18	17	5	4	2	2	2	62	53	9		62
	計	3	2	2	4	5	23	18	7	4	4	2	2	76	77	1	0	76
	少年本人	2		1		2	20	9	5	1	2	2		44	42	2		44
	保護者	1	2		3	3	2	8	2	3	1		1	26	26	0		26
	祖父母			1	1			1			1			4	5	1		4
	親戚													0	1	1		0
	その他						1						1	2	3	1		2
計	3	2	2	4	5	23	18	7	4	4	2	2	76	77	1	0	76	
対象少年	男	1	2	1	4	3	7	4	3	1	1		1	28	44	16		28
	女	2		1		2	15	14	4	3	3	2		46	29	17		46
	対象外						1						1	2	4	2		2
	計	3	2	2	4	5	23	18	7	4	4	2	2	76	77	1	0	76
	未就学児													0	2	2		0
	小学生	1			1	2	13	10	4		2	1		34	19	15		34
	中学生	1	2		1	1	5	3	3	1			1	18	19	1		18
	高校生	1		1		1	4	4		1	1			13	26	13		13
	その他学生			1		1								2	2	0		2
	有職少年										1			1	2	1		1
	無職少年				1			1		2		1		5	1	4		5
	その他				1									1	2	1		1
	対象外						1						1	2	4	2		2
	計	3	2	2	4	5	23	18	7	4	4	2	2	76	77	1	0	76
相談内容	学校生活			1	1	1	1	2			1	1		8	13	5		8
	進路							1		2		1		4	2	2		4
	部活						2						1	3	3	0		3
	不登校					1								1	3	2		1
	交友関係	1		1	1	1	5	4			2			15	14	1		15
	異性関係						3	3						6	4	2		6
	性に関すること						1							1	7	6		1
	いじめ	1					1		3	1				6	4	2		6
	家庭のこと		2				4	2			1			9	7	2		9
	虐待													0	0	0		0
	引きこもり													0	0	0		0
	身体のこと						4	1	2					7	1	6		7
	しつけ							1	1					2	1	1		2
	その他	1			2	2	2	4	1	1			1	14	18	4		14
	計	3	2	2	4	5	23	18	7	4	4	2	2	76	77	1	0	76

< 参考 >

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	面接相談	合計
平成17年度	6	6	10	15	6	7	7	6	6	2	5	1	77	3	80
平成16年度	6	9	11	12	9	13	7	4	7	15	9	16	118	1	119
平成15年度	4	12	18	13	4	9	7	9	14	3	11	13	117	6	123
平成14年度	7	6	7	11	17	5	7	6	7	9	5	11	98	16	114

## 7 少年補導の対象

項目 少年別		年齢	対象となる行為など
非 行 少 年	犯罪少年	14歳以上 20歳未満	刑法、その他特別法の罪を犯した少年
	触法少年	14歳未満	刑罰法令に触れる行為をした少年
	ぐ犯少年	20歳未満	保護者の正当な監督に服さない性癖がある。 正当の理由がなく家庭によりつかない。 犯罪性のある人や不道徳な人と交際したり、いかがわしい場 所に入出入りする。 自己または他人の徳性を害する性癖がある。  上記のいずれかに該当して、将来罪を犯す恐れがある少年
不良行為少年		20歳未満	飲酒、喫煙などの違法行為及び家出、怠学、怠業、夜遊び、金 品持ち出しなどの違法行為及び自己または他人の徳性を害す る行為をした少年
要保護少年		18歳未満	保護者などから虐待、酷使、放任されている少年や保護者のい ない少年

### 参考

#### 《用語の意味》

- 少年 ... 20歳未満の少年
- 刑法犯少年 ... 刑法の罪を犯した少年
- 特別刑法犯少年 ... 刑法犯及び道路交通法違反を除く全ての法令に違反する行為をした少年
- 触法少年 ... 法令に触れる行為を行った14歳未満の少年
- ぐ犯少年 ... 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の理由があって、その  
性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をす  
るおそれのある少年

付 属 資 料

青 少 年 相 談 窓 口					
	名 称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
1	少年電話相談	631-4425	学校・家庭・友達等の悩み事に関する相談	月～金 13:00～17:00	山形市青少年指導センター
2	教育相談室	645-6182 645-6183	不登校, 子育てに関する相談	電話; 月～金 10:00～16:00 来所; 月～金 9:30～17:00 (いずれも祝日除く)	山形市総合学習センター
3	子ども電話相談	641-3636 641-1212 (内線579)	子育て, 子どもの虐待など, 子どもと家庭に関する相談	月～金 8:30～17:15	山形市子育て推進課
4	子育て支援センター	634-6253	子育てに関する悩み	月～土 8:30～16:30	山形市子育て支援センター (つばさ保育園内)
5		622-7623		月～土 (電話は月～金) 8:30～16:30	つくも保育園子育て支援センター (つくも保育園内)
6		647-4883			支援センターきのみ (木の実西部保育園内)
7		689-1182		月～金 9:00～16:30	子育て支援センターすくすく (南山形すくすく保育園内)
8		622-7438			キンダー子育て支援センター (キンダー保育園内)
9		643-7176		月～金 9:00～16:00	ほほえみ支援センター (ほほえみ保育園内)
10	子育て支援センター	676-7822	子育てに関する悩み	月～金 9:00～16:30	(仮)まりあこまかさ支援センター (マリアこまかさ保育園内)
11	平成19年10月より開設	666-4666		月～金 9:00～16:00	(仮)子育て支援センターののはな (千歳ののはな保育園内)
12	すくすくダイヤル	654-8181	いじめ・不登校・学習・進路等学校教育に関する相談	月～金 9:00～16:00	県教育センター
13	さわやかダイヤル	654-8383		月～金 9:00～20:30 土・日・祝祭日 9:00～17:30	
14	メール相談 non_ijime@center.yamagata_c.ed.jp			24時間	

付 属 資 料

青 少 年 相 談 窓 口					
	名 称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
15	ふれあいほっとライン	630-2876	子育ての悩み・家庭教育に関する相談	月～金 9:00～16:00	県教育庁教育やまがた振興課
16	ヤングテレホン コーナー	642-1777	少年に関する問題の 相談	24時間	県警察本部少年課
17		634-4970			山形警察署生活安全課
18	子ども・女性電話相談	642-2340	子どもと家庭及び女性に関する相談	毎日 (年末年始除く) 8:30～22:00	県福祉相談センター
19	こころの健康相談 ダイヤル	631-7060	こころの健康相談	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30	県精神保健福祉センター
20	子どもの人権110番	0120- 007-110	いじめに関する相談	月～金 8:30～17:15	法務局人権擁護課
21	小白川 青少年心理センター	642-3444	非行など少年の問題 に関する相談	月～金 9:00～16:00	山形少年鑑別所
22	山形いのちの電話	645-4343	心の悩み全般に関する 相談	毎日 13:00～22:00	山形いのちの電話

# 付 属 資 料

## 地方青少年問題協議会法

昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号

〔総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名〕

平成十一年 七月一六日号外法律第一〇二号〔中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律一〇条による改正〕

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

## 付 属 資 料

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕

( 施行期日 )

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

( 施行期日 )

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

( 施行期日 )

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

( 施行期日 )

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

( 委員等の任期に関する経過措置 )

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八〔略〕

( 別に定める経過措置 )

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

# 付 属 資 料

## 山形市青少年問題協議会設置条例

昭和34年 3月25日

条例第 3 号

改正 昭和43年 6月15日 条例第30号

平成13年 3月23日 条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（昭和43条例30・一部改正，平13条例10・全改）

(設置)

第2条 この市に、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（昭和43条例30・一部改正，平13条例10・全改）

(所掌事務及び意見の具申)

第3条 協議会は、この市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験がある者

(学識経験委員の任期)

第5条 前条第3項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、会務を総理する。

2 協議会に副会長2人を置く。

3 副会長のうち1人はこの市の教育長とし、他の1人は委員の互選によつて定める。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（平13条例10・一部改正）

## 付 属 資 料

( 会議の議長 )

第 7 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

( 専門委員 )

第 8 条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。

( 委任 )

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

( 平13条例10・一部改正 )

附 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 ( 昭和43年6月15日条例第30号 )

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成13年3月23日条例第10号 )

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

# 付 属 資 料

## 山形市青少年育成推進員要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、この市の青少年健全育成運動を地域ぐるみで推進するため、青少年育成推進員の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (設 置)

第2条 この市に、山形市青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

### (任 務)

第3条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域における青少年及び青少年団体の育成指導に関すること。
- (2) 地域における青少年の動向及び実態調査に関すること。
- (3) 青少年の非行防止及び青少年に有害な環境の浄化に関すること。
- (4) 青少年育成関係機関、団体との連絡提携及び実施事業への指導、協力に関すること。
- (5) 青少年育成施策に関する理解と協力の促進に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。

### (委 嘱)

第4条 推進員は、次の各号の一に該当する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域での信望が厚く、青少年の良き相談相手となり得る等、リーダーとしてふさわしい者。
- (2) ボランティア活動に熱意をもち、青少年育成活動や関係諸機関、団体との連絡提携に積極的に参加できる者。
- (3) 青少年団体活動、青年海外派遣事業参加等の経験を有する者で、青少年育成活動に理解と関心をもつとともに協力できる者。

### (任 期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員の数等)

第6条 推進員の数は、60人以内とし、次の活動領域を設定し配置する。

- (1) 主として、地域内において実践活動を行う者。
- (2) 主として、全市的領域において実践活動を行う者。

### (連携及び指導)

第7条 教育委員会は、推進員の実践活動を効果的に進めるため、推進員相互の連携をはかるとともに、必要に応じ指導を行うものとする。

### (活動報酬)

第8条 教育委員会は、予算の範囲内において、推進員の活動に必要な報酬を支給する。

### (被服の貸与)

第9条 教育委員会は、推進員に別に定める被服を貸与することができる。ただし、被服貸与期間は任期期間とし、その他の取扱いについては、山形市職員に対する被服貸与規程の例による。

### 附則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

# 付 属 資 料

## 山形市青少年指導センター設置及び運営に関する規則

平成13年 3月28日

教育委員会規則第13号

### ( 目的 )

第1条 この規則は、青少年への指導を行う関係機関、団体等が相互に協調し、青少年の非行防止等に関する業務を効果的に推進するための合同活動の拠点となるセンターの設置及び運営について必要な事項を定め、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

### ( 設置等 )

第2条 前条の規定による活動拠点として、山形市青少年指導センター（以下「指導センター」という。）を山形市教育委員会に設置し、その位置は、山形市旅籠町二丁目3番25号とする。

### ( 分掌事務 )

第3条 指導センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 街頭指導に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) その他青少年の健全育成に必要な業務に関すること。

### ( 職員 )

第4条 指導センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他必要な職員

### ( 職務 )

第5条 所長は、上司の命を受けて、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

### ( 運営協議会 )

第6条 指導センターの公正かつ適切な運営を図り、合同活動の実施に必要な業務に関する事項を協議するため、指導センターに山形市青少年指導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### ( 組織 )

第7条 協議会は、協議会委員（以下「委員」という。）22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

## 付 属 資 料

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(指導委員)

第10条 青少年への指導活動を行うため、教育委員会に山形市青少年指導センター指導委員(以下「指導委員」という。)を置く。

2 指導委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員
- (2) 主任児童委員
- (3) 保護司
- (4) 青少年育成推進員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 関係団体の役職員
- (7) その他指導の経験を有する者

3 指導委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導委員の任務)

第11条 指導委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の非行防止のための早期発見及び指導に関すること。
- (2) 青少年の継続指導に関すること。

## 付 属 資 料

(3) 少年相談に関すること。

(少年相談員)

第12条 少年相談業務をより効果的に行うため、少年相談員若干名を置く。

2 少年相談員は、教育委員会が委嘱する。

(地区指導委員会)

第13条 指導委員は、この市の小学校通学区域(以下「地区」という。)ごとの指導活動を組織的に推進するため、地区ごとに指導委員会を組織することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に選任されている委員、委嘱されている指導委員及び少年相談員並びに組織されている協議会は、この規則の規定により選任、委嘱又は組織されたものとみなす。